

## 伊勢原市民間スポーツ施設開放事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、伊勢原市内の大学及び企業等が所有し、又は管理するスポーツ施設を学生及び従業員等の活動に支障のない範囲で市民に開放することにより、市民のスポーツ活動の推進を図ることを目的とする。

### (対象施設)

第2条 この要綱において、「民間スポーツ施設」とは、伊勢原市内の大学、企業その他団体が所有し、又は管理する別表第1施設の欄に掲げるものをいう。

### (対象者)

第3条 次条に規定する利用券の交付を受けられる者（以下「対象者」という。）は、市内に在住する者であって、神奈川県公共施設利用予約システムの利用登録証（以下「登録証」という。）を所持しているものとする。

### (利用券)

第4条 市長は、市民が第2条に規定する民間スポーツ施設を利用するために、伊勢原市民間スポーツ施設利用券（第1号様式。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

2 利用券の有効期限は、利用券の交付を受けた日の属する年度の末日とする。

### (利用券の交付の申出)

第5条 利用券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提示し、市長に申し出なければならない。

(1) 登録証

(2) 運転免許証、マイナンバーカードその他市内に在住する者であることを証する書類

### (利用券の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申出があった場合で利用券を交付することと決定したときは、その旨を記載した書面により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、利用券の交付をもって代えることができる。

### (交付)

第7条 市長は、利用券の交付を決定した場合は、別表第1に掲げる枚数の利用券を申請者に交付するものとする。

### (交付の取消し)

第8条 市長は、利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により交付の決定を受けたとき。

(2) 前号のほか、この要綱に違反したとき。

### (利用券の使用方法)

第9条 利用者は、利用券を使用して民間スポーツ施設を利用する場合は、利用券に必要事項を記入し、民間スポーツ施設の所有者又は管理者（以下「施設の所有者等」という。）に提出しなければならない。

2 利用者は、1回の利用につき2枚以上の利用券を提出することはできない。

3 利用券を提出された施設の所有者等は、別表第1チケットの交付枚数の欄に掲げる枚数のチケットを当該利用者に交付するものとする。

4 利用者は、民間スポーツ施設の利用料金から別表第2利用助成額の欄に掲げる額を減じた額を施設の所有者等に支払わなければならない。

(契約の締結)

第10条 市長は、この要綱による開放事業を実施するにあたり、この事業に協力する施設の所有者等と、民間スポーツ施設開放事業に関する契約を締結するものとする。

(利用助成金)

第11条 市長は、利用者が利用した民間スポーツ施設の利用料金について別表第2に掲げる利用助成額を利用助成金として助成するものとする。

2 利用助成金は、利用者がチケットを用いて利用した施設の所有者等に交付するものとする。

3 利用助成金の金額は、第9条第4項で利用料金から減じた額の和とする。

(助成金の請求)

第12条 利用助成金を請求しようとする施設の所有者等は、当該請求に係る利用券を市長に提出しなければならない。

(開放の中止)

第13条 施設の所有者等は、民間スポーツ施設の開放を中止する場合は、中止する2个月前までに、市長に申し出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第14条 利用者及び施設の所有者等は、この要綱に基づく権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付台帳)

第15条 市長は、利用券交付台帳(第2号様式)を備え、利用券の交付枚数を記録するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年1月6日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成14年12月16日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日告示第49号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第59号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第7条、第9条関係）

種別	施設	利用券の交付枚数	チケットの交付枚数
テニスコート	株式会社神奈川県農協 情報センター	1か月当たり2枚まで	利用券1枚当たり1枚

別表第2（第9条、第11条関係）

施設	利用助成額
テニスコート	1,000円

第 1 号様式（第 4 条関係）

（表）

No. _____
伊勢原市民間スポーツ施設利用券
伊勢原市長 <span style="float: right;">印</span>
<p>1 裏面の必要事項を記入し、利用申込または支払の際に提出してください。</p> <p>2 利用券を提出することにより、利用料金から助成額が差し引かれます。</p> <p>3 利用券は、1 回の利用につき 1 枚のみ有効です。</p> <p>4 利用券の譲渡、転売等は出来ません。また、不正な行為により利用券の交付を受け、あるいは利用した場合は、交付を取り消します。</p>
有効期限          年          月          日まで

（裏）

	氏 名		登録番号		
利 用 者	住 所	伊勢原市			
	電話番号				
利用施設	<input type="checkbox"/> テニスコート（株式会社神奈川県農協情報センター）				
利用日時	年          月          日（          曜日）	午前・午後	時          分～          時          分	利用人数	人

